



今回の テーマ

NHKと受信契約をしなければならないのか

最近、「NHKから国民を守る党」に関する話題が世間をにぎわせておりますので、今回のニュースレターでは、NHKに関する裁判をいくつかお伝えします。



1 問題点

契約は申込者の申し込みの意思表示と相手方の承諾の意思表示の合致があってはじめて成立します。つまり、契約の両当事者が内容を理解し、納得してはじめて契約成立となるわけです（至極当たり前のことですよね）。

しかし、NHKの受信契約については、放送法という法律に「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない」（64条）との規定があります。そのため、当事者が納得しない場合でもテレビを設置しさえすれば、NHK受信契約をしなければならないのかというのが大きな問題になっているのです。

2 裁判所の見解

この点、裁判所は、受信契約の成立時期に関して、「NHKからの受信契約の申し込みに対し

て受信設備設置者が承諾をしない場合には、NHKがその者に対して承諾の意思表示を命ずる判決を求め、その判決の確定によって受信契約が成立する」と述べます。何やら難しいことを言っていますが、NHKの訪問員が受信契約の締結を求めて、あなたの自宅に来た場合を例に見てみましょう。裁判例によると、これを受けたあなたは納得もしないのに即座にNHKとの受信契約をしなければならないのかというと、そこまでの義務はないということになります（訪問員を、その説明に納得できないなどと言って追い返すことはできるといういいでしょう）。しかし、NHKがあなたとの受信契約の締結を求めて、裁判を起し、裁判所から受信契約の締結をすべきであるとの判決が出れば、その時点であなたとNHKの間で否応なしに受信契約が成立することになります（その場合、判決時期に関わらず、テレビを設置した月に遡って受信料を支払わなければなりません）。

3 まとめ

結局のところ、裁判所からの命令があれば、NHKとの受信契約の締結が強制されるのであり、NHKとの受信契約の締結は義務付けられているといえます。

NHKに対する見方は様々あるかと思いますが、トラブルを起こさないという観点のみからすれば、現時点ではNHKとの受信契約は締結しておいた方が安心かもしれません。